

No	区分	質問	回答
1	対象者	中能登町民ではないのですが、助成対象になりますか。	中能登町外にお住まいであっても、中能登町内の介護保険サービス事業所等に勤務されている方については対象になります。
2	対象者	就業先介護保険サービス事業所の所在地が町外にありますが、助成対象になりますか。	対象にはなりません。就業先介護保険サービス事業所等の所在地が町内であることを要件としています。なお、運営法人の所在地は問いません。
3	対象者	非常勤で勤務していますが、助成対象になりますか。	対象になります。
4	対象者	派遣職員として勤務していますが、助成対象になりますか。	対象にはなりません。町内介護保険サービス事業所等に直接雇用されている必要があります。
5	対象者	外国籍の介護職員の場合は、助成対象になりますか。	対象になります。
6	対象者	年齢制限はありますか。	ありません。
7	講座の種類	通信講座で研修を受講したのですが、助成対象になりますか。	対象になります。なお、町外で受講した研修も対象となります。
8	資格取得日等	助成対象となる資格取得の期間はいつですか。	交付申請する年度の前年度以降に資格を取得（研修を修了）した方が対象となります。
9	資格取得日等	初任者研修及び実務者研修の資格取得日はどの時点を指すのですか。	養成研修事業者等が発行する修了証明書に記載する修了日を資格取得日とします。
10	資格取得日等	助成の対象となる経費はいつからのものが対象ですか。	介護福祉士登録証の登録年月日を資格取得日とします。
11	助成対象経費	助成の対象となる経費はいつからのものが対象ですか。	申請する年度の前々年度の4月1日以降から申請日までのものとなります。
12	助成対象経費	入学金、収入印紙、交通費及び支払いに係る手数料は助成対象になりますか。	対象にはなりません。
13	助成対象経費	看護学校等卒業時に介護福祉士資格試験を受け介護福祉士の資格取得した場合は、こういった費用が助成対象になりますか。	介護福祉士の受験手数料や登録手数料は助成対象経費となります。授業料・教科書代等の内、資格取得対策分と判別できるもので、領収日が申請する年度の前々年度の4月1日以降から申請日までのものが対象となります。領収書は申請者名義のものである事を要します。
14	助成対象経費	介護福祉士養成施設卒業後に5年の実務経験を経て介護福祉士資格取得しました。継続勤務要件による資格取得だったため、筆記試験はありませんでした。この場合はこういった費用が助成対象になりますか？	対象にはなりません。 「介護福祉士試験に合格し、介護福祉士の登録を受けた方」に対する費用助成なのでこの場合は対象にはなりません。
15	就業条件	資格取得し、町内介護保険サービス事業所に就業していたのですが、現在は退職しています。この場合は助成対象になりますか。	対象にはなりません。交付申請日において就業していることを要件としています。
16	就業条件	現時点において、町内介護保険サービス事業所に就業しています。1か月前に資格取得しましたが、この場合は助成対象になりますか。	対象になります。

No	区分	質問	回答
17	就業条件	町内介護保険サービス事業所に就業していることは、どのように証明するのですか。	就業している介護保険サービス事業所等に就業証明書（参考様式あり）を発行していただけてください。就業開始日は雇用契約日としてください。なお、就業証明書は発行日から1箇月以内のもののみ有効です。
18	複数の研修を受ける場合など	本制度を利用し、初任者研修の費用について助成を受けた後に、実務者研修の費用について助成を受けることができますか。	対象になります。ただし、本制度の申請は1人につき初任者研修・実務者研修・介護福祉士の各区分につき1回に限ります。
19	複数の研修を受ける場合など	初任者研修と実務者研修がセットのコースを受講したのですが、助成対象になりますか。	対象になります。その場合、領収書にはそれぞれの内訳が記載されている必要があります。
20	他の助成がある場合	現在就業している介護保険サービス事業所が、資格取得費用の一部を負担してくれました。この場合は、助成対象経費をどのように考えればよいですか。	助成対象となる経費は、申請者本人が支払った金額となります。就業先の介護保険サービス事業所等から助成を受け、又は受ける予定である場合には、助成対象経費の合計から当該助成等に係る額を控除した後の経費を助成の対象とします。（例：初任者研修受講費用5万円に対して事業所から3万円の助成を受けた場合は、2万円が町の助成対象費用となります。）
21	他の助成がある場合	中能登町や石川県、他の地方公共団体等の助成制度などを利用して、初任者研修の資格取得費用の一部について助成を受けました。残りの金額について、助成対象になりますか。	対象にはなりません。中能登町や石川県、他の地方公共団体等の同種の助成制度（雇用保険法に基づく教育訓練給付金や自立支援教育訓練給付金を含む。）により既に助成を受けている場合には、この助成制度の対象外となります。助成金交付後に他の他の助成を受けていることが判明した場合は、助成金の交付を取り消し、交付した助成金を返還していただく場合があります。
22	添付書類	領収書を紛失してしまいました。	領収書は必須となります。再発行を依頼してください。
23	添付書類	領収書の原本を提出しなくて問題ありませんか。	領収書の写しで問題ありません。
24	添付書類	研修費用を口座振込や払込取扱票を用いて支払いしました。	金融機関等から利用明細又は払込受領証が発行されますので、それを領収書に代わる書類として申請することができます。ただし、それだけでは、対象経費を確認することができませんので、対象講座、対象経費が確認できるものも合わせて提出してください。
25	添付書類	研修費用をクレジットカード支払いにしたため、領収書がありません。	領収書の添付を原則としていますが、対象費用であること、支払日、支払い者氏名など、必要事項が確認できるものであれば代替可能です。（Q22参照）
26	返還について	令和4年4月1日から12箇月間、町内介護保険サービス事業所に就業しており、初任者研修受講終了後に助成金の申請をし交付を受けました。申請日時点では同一事業所に就業していましたが、その後家庭の事情により退職しました。助成金は返還しなければならないのでしょうか。	申請日以降6箇月以内に事業所を退職された場合は、退職事由によっては助成金を返還していただきます。
27	その他	書類の提出は、各介護保険サービス事務所等でも受け付けていますか。	受け付けていません。長寿福祉課介護保険係へ直接又は郵送で提出してください。

No	区分	質問	回答
28	その他	申請から助成金の支払いまでどのくらい期間を要しますか。	交付申請をしていただいてからおおむね1か月～2か月程度です。
29	その他	初任者研修等を資格取得するための養成研修事業者を町で紹介してもらえますか。	紹介はしていません。